
 研究ノート

経営の近代化とサービス部門

—— 明治期から第2次大戦まで ——

児玉 敏 一

I 問題の所在と研究方法

ME（マイクロエレクトロニクス）革命、とりわけOA（オフィスオートメーション）化の経営に及ぼす影響をめぐる諸論議が隆盛を極めている。それらは失業問題や中高年・婦人労働の職務再編成問題に象徴される雇用への影響、VDT（ビデオデータ・ターミナルディスプレイ）による眼精疲労に代表される新たな労働災害の問題、在宅勤務やフレックスタイムの導入による新たな経営管理の在り方をめぐる問題など様々な立場、観点から論じられているものであるが、何れの論議も未だ混迷状態にあり、明確なコンセンサスを得られるには至っていない。⁽¹⁾ その原因としてはおよそ次のようなものが考えられている。

第1にOA機器の発達はオフィス（事務所）という文字どりの、場所的意味から分類された仕事の内容の変革のみならず、オフィスを離れた様々な職業分野にまたがるサービス部門全体の在り方をも変革させる可能性を持つものであるにも拘わらず、これまでサービス部門の概念自体が極めて大雑把に捉えられており、従来のサービス部門が経営全体とどのような関連を持って展開されてきたのかという点、更にはサービス部門の実態を測定するための尺度となる職業分類や統計手法さえも充分には検討されていないということ。⁽²⁾ 第2にOA化の基礎となるOA機器そのものの技術的進展の速度が極めて急速であり、OA化の概念それ自体が捉えきれていないこと。⁽³⁾ 第3にOA機器は比較的小規模でインシヤルコストが安価であるため、かつての生産部門のオートメ化と異なり、経営の業種別、規模別に集中化せず、多岐に渡って「じわじわ」と進行している結果として、OA化の進展、あるいはその影響の実態が捉えにくいということ。⁽⁴⁾

このような状況を考慮するならば、OA化の経営に与える影響という問題に対して、「現時点の状況をもって一般化し今後を占うことは危険であり、禁欲的な態度で」⁽⁵⁾ むしろこれらの問題を解くべき基礎となる、従来のサービス部門を様々な観点から明らかにしてゆくことが一つの重要なステップになろうかと思われる。こうした観点から本稿では、OA化の対象となる従来のサービス部門（広義の）が、経営の近代化の過程で、どのような様相をもって展開したのかという点をおもに経営管理という立場から明らかにしたい。なお分析にあたっては、たぶん便宜的な意味を含みながらも、経営におけるサービス部門が次第に経営管理上重要な地位を占め始めてゆく明治期から第2次大戦期までの時期を対象を限定し考察を進めることにした。

注(1) ME化の雇用への影響ということについては「影響なし」という意見と「雇用に多大な影響を与える」という2つの意見に分かれているが、相対的に産業ロボットの導入等製造部門のME化については前者の意見が多いのに対して、OA化という問題については、「OA化は雇用を減少させ、中高年及び婦人労働者の職務再編成に重要な問題を引き起すであろう」という意見が多く見受けられる。前者については労働省編『労働白書』1982年版、後者については、トムフォレスト編、庄

司章訳『オフィ스로ボットがやってきた』ダイヤモンド社、1981、第6章、ヘイゼル・ダウンングの論文「WPは女性の職場を奪うか」などに典型的に見ることができる。

労働災害の問題についてみると、アメリカや西独ではすでにVDT端末作業者の眼精疲労等に対する影響が明らかにされ、それらを防止するための具体的規制が行なわれていることが報告されている。孤池義彦「ME技術革新にともなう健康障害」総合労働研究所『季刊労働法』1982、夏季号参照。

- (2) 最近、従来使われてきたコーリン・クラークの分類が、ソフト化しサービス化している今日の経済諸問題を理解するには不十分なものであるとの観点から、第三次産業・サービス産業の分類を問い直すという試みが様々な形で行なわれ始めている。これらは大蔵省の「経済の構造変化と政策の研究会」や社団法人日本能率協会の「ホワイトカラー生産性総合委員会」の提案、更には桑原端夫「わが国製造業部門におけるサービス経済化進展のメカニズム」、飯盛信男「第三次産業分類」等に見ることができる。それぞれ1982年11月2日付日本経済新聞、中田重光著『OA時代の事務管理』ダイヤモンド社、121～127頁、日本労働協会『日本労働協会雑誌』第280号、『佐賀大学経済論集』第10巻第1号参照。
- (3) 森正紀氏は産業ロボットの例でこれを指摘しているが、同様なことがOA機器についても言えよう。森正紀「工業設備の新時代」福岡大学『商学論叢』第26巻3・4号1～2頁。
- (4) 亀山直幸「新時代に突入した技術革新」毎日新聞社『エコノミスト』1982、6月20日号、12～14頁。
- (5) 同上、14頁。

Ⅱ 経営技術の合理化とサービス部門

経営体としての企業は全体経済の一構成要素として、社会の必要とする財・サービスを提供する役割を担い、しかもこれらの営みを利潤追求の原則に従って行なっている。こうした利潤追求を目指す企業の活動は「より少ないコストで一定の生産」あるいは「一定のコストでより大なる生産」という労働生産性の向上を目指す経営技術の合理化を進展させるけれども、サービス部門の重要性の増大もこのような経営技術の合理化と深い関わりを持っている。

一般に経営技術が未発達で経営規模も相対的に小さな段階においては経営内の、直接的生産に関わらないサービス部門、例えば人員の配置・調整、記録、計算、監督の仕事は通常経営者、若しくはその代理人によって行なわれることになる。なぜなら経営の内容を直接目のあたりにするこれらの仕事は信頼のおける者でなければならぬからである。⁽¹⁾ また経営者あるいはその代理人によって行なわれない場合でもこれらの仕事は全体としては僅かなものである。ブレイバーマン(Harry Braverman)は1870年のアメリカと1851年のイギリスにおけるクラーク職(簿記係、給与・作業時間管理者、在庫係、タイピスト等)の実態を明らかにしているけれども、それによれば全有業労働者に対する割合は、アメリカでは0.6%(82,000人)、イギリスにおいては0.7%(70,000～80,000人)とすでに産業革命を終了しようとしていた当時の両国においてさえその数は1%にも満たなかったのである。⁽²⁾

このような状態においては経営におけるサービス部門の担当者は経営者に比較的近い位置にいる文字どりのエリートとして、経営管理の執行者であり、管理の対象としては重要な意味を有するものではない。しかしながら産業革命を終了し、生産部門を中心として次第に大規模な機械装置が企業に導入され、大量生産方式が一般化する時期になるとサービス部門の需要は次第に増大する。すなわち機械装置は人間の熟練を吸収・代替することで生産過程の一部分の生産性を飛躍的に向上させるけれども、同時に、機械装置が吸収・代替し得なかった部分に新たな熟練や多くの単純労働を必要とする。コンピュータの導入にともなうプログラマーの需要、タイプライターの出現にともなう大量のタイピストの出現等はこれを象徴するものであるが、一般的には機械装置の生産性が高いほど、またその完成度が低いほど機械装置の「入口と

出口」の部分により多くの人間労働を必要とするものである。⁽³⁾ もしここにおいて、機械装置が高めた生産性に対応するような人間労働が補完されなければ、そこにおける生産性は失われてしまうばかりでなく、機械装置の導入に費した費用や維持費のために、むしろ製品の単位当りの生産コストは上昇し、経営全体としての経済性は低下してしまうことになる。こうして機械装置が大規模に導入されればされるほど、機械装置の有する能力を補完・実現するための仕事が重要となってくる。大量生産を維持するための計画的な販売活動、一定した日常的業務を円滑にかつ正確に運営するための事務・会計的職務、更にはまた分業化し複雑化した経営組織を調整・統制するための管理職務等に象徴されるサービス部門の重要性の増大は大規模な機械装置の普及を基礎とする経営技術の合理化・近代化とともに生じてきたものと言えよう。⁽⁴⁾

サービス部門における仕事の増大という傾向は、それが社会的分業によって外部化されたものと、経営内分業という形で内部化している2つの形態が存在することから、具体的には全産業人口における第3次産業人口の割合の増大、経営内のサービス部門従業員の割合の増大を知ることによってその大枠は把握されるものである。ところが大規模機械装置が急速に経営の中に導入され始め企業の近代化が展開された19世紀末頃から20世紀初頭のこの時期には統計手法や調査体制等が不十分であったという事情でその実態は明確には理解されていない。しかしながら様々な観点から為された諸研究の中からその傾向だけは理解できる。

コッカ (Jürgen Kocka) はドイツにおける近代的企業の成長期である1890年から1912年間のジューメンス社 (ドイツ最大の電機会社の1つ) の労働者 (Arbeiter) と職員 (Angestellte) の数とその比率 (労働者/職員) の変遷を明らかにした。表1に見られるように、1890年にはその比率は7.1でしかなかったのに対し、従業員の規模が全体で約18倍に増化した1912年には3.5 (職員数の増大は30倍以上) と約2倍に職員の割合が増大していることがわかる。⁽⁵⁾

表1 職員数の増大 (ジューメンス社) (人)

年	労働者	職員	労:職
1890	2,540	360	7.1
1895	3,470	685	5.0
1912	44,378	12,502	3.5

(出所) J. Kocka, *Die Angestellten in der Deutschen Geschichte 1850-1980*, Göttingen, 1981, S. 468.

ベンディクス (Reinhard Bendix) は官僚化の指標を捉えようという観点から各国の製造業における管理職員と生産労働者の比率 (管理職員/生産労働者) という形でサービス部門従業員の増加を明らかにした。それによれば、表2に見られるように、

1901年にすでに高率を占めていたフランスを除き、イギリス、ドイツ、合衆国の管理職員は20世紀に入るや否や急速にその数を増大させていることがわかる。⁽⁶⁾

またミルズ (C. Wright Mills) はアメリカの1870年と1940年における「経済活動に従事する人々のうち非製造部門の調整、運営に携わる人々」の比率という形でこれを明らかにした。そ

表2 各国製造業の管理職員と生産労働者の比率 (管理職員/生産労働者)

合衆国 (%)		フランス (%)		イギリス (%)		ドイツ (%)	
年	比率	年	比率	年	比率	年	比率
1899	7.7	1901	11.8	1907	8.6	1895	4.8
1909	12.0	1906	10.4	1924	13.0	1907	7.6
1922	15.6	1921	14.7	1930	13.7	1925	11.9
1929	17.9	1926	12.8	1935	15.0	1933	14.0

(出所) R. Bendix, *Work and Authority in Industry*, California, 1959, p. 214.

れによれば「調整・運営に携わる人々」の「全経済活動に従事する人々」に対する比率は1870年代には1～2%であったのに対して、1940年代には10～11%に増大したということが報告されている。⁽⁷⁾

この点欧米諸国からかなり遅れて産業革命を経験し、大規模機械装置を土台とする企業の近代化を展開したわが国でも、その速度はやや遅いものの同様な経過を辿ってゆく。

明治後期とりわけ日露戦争以後わが国は、満州、朝鮮、カラフトに対する新植民地獲得、関税自主権の獲得、機械装置の輸入を促進する形の政府の関税政策などを契機として、生産部門の近代化・合理化を展開し始めた。そして第1次大戦はそれらの企業を飛躍的に成長させたのみならず化学、製鉄、各種機械工業等の大規模機械装置を必要とする重化学工業をも発展させた。

こうした過程の中でサービス部門労働の需要も次第に高まっていった。表3に見られるように全有業人口における第三次産業の人口構成は明治20(1887)年から明治30年までの10年間で13%から15%と2%の伸びを示してただけであったに対し、日露戦争を挟む15年後の大正元年には20%(5%の伸び率)に上昇し、更にはまた第1次大戦を挟むその18年後の昭和5年には29%(9%の伸び率)に上昇していったのである。⁽⁸⁾

表3 全有業人口における第3次産業人口の比率 (%)

年	%	年	%
1887	13	1920	23
1897	15	1930	29
1912	20	1936	31

(出所) 安藤良雄編『近代日本経済史要覧』東大出版会、1975、25頁、38表より第3次産業だけ抽出、作成。

また大正9(1920)年にわが国初の国勢調査が行なわれ、その後わが国のホワイトカラー従業員の実態が明らかにされていったが、経営内のホワイトカラー従業員(官庁職員、教員を含む)は大正9年の時点で約151万人、有業人口の5.7%を占めていた。そしてその10年後の昭和5年には約240万人、有業人口の8.1%に上昇したことが報告されている。⁽⁹⁾

ところで大規模機械装置の生産部門への導入を基礎とする経営の近代化の過程はこのようにサービス部門の量的増大を引き起こしたけれども、同時にこの過程はサービス部門の仕事の質をも変化させてくる。なぜなら量的に増大し、経営者若しくはその代理人の手から離れていったサービス部門を効果的に管理するためには、機械化された生産部門により良く対応しうるような合理化の必要性がここに生じてくるからである。

この時期におけるわが国のサービス部門の合理化はどのような形で展開したのであろうか。アメリカにおいてはタイプライターに象徴される様々な事務機器の普及が事務職務の合理化に革命的な力を発揮したという事もあり、サービス部門の合理化は目覚ましいものであったと言われている。⁽¹⁰⁾ しかしながらわが国の場合はそれ程急激ではなく、けれども着実にその変化は展開していった。その形態はちょうど機械制大工業が開始される以前の生産部門におけるマニュアル的的分業形態と同様な形態、すなわち「労働用具の改善とある種の部分的機械化」に補完されながらも、基本的には「熟練の分化と等級的編成」⁽¹¹⁾を中心に行なわれたのである。⁽¹²⁾ このことは事務用具の改善と事務機器の導入の状況、そして会計・税務職務のプロフェッショナルの生成と発展、専門経営者と下級のサービス従業員との2極分化という、それぞれ程度の異った熟練を必要とするサービス部門の担い手の趨勢を見ることから伺い知ることができる。⁽¹³⁾

注(1) Harry Braverman, *Labor and Monopoly Capital; The Degradation of Work in the Twentieth Century*, New York, 1974. 宮沢賢治訳『労働と独占資本』岩波書店、1978、317～318頁。

- (2) 同上, 319 頁。
- (3) 中岡哲郎氏は製鉄所におけるクレーンの導入にとまなうクレーン手の例でこの過程を見事に説明している。中岡哲郎『工場の哲学』平凡社, 1971, 69~77 頁。
- (4) このような点を考慮すれば、サービス部門の生産性の低さを指摘し問題にする理論は誤りであると言えよう。宮川公民氏はこの点を次のように述べている。「財あるいはサービスの生産は、労働面からみれば生産労働とオフィス労働のジョイントによるものであって両者はインプットとして高度に代替的である。例えば生産設備の自動化による省力化はそれを設計・管理するオフィス労働者によってはじめて可能となる。いわゆる労働生産性上昇の背後にある資本装備率の上昇、工場規模の増大やマルチ・プラント・オペレーションにとまなう管理の複雑化・高度化は、市場の拡大、広域化、細分化に対処するための管理者、専門的スタッフ、その補助労働者などのオフィス労働者の増加によって実現しているのである。」宮川公民「オフィスオートメーションとオフィス革新」『ビジネス・レビュー』Vol. 30. No. 2, 5 頁。
- (5) J. Kocka, *Die Angestellten in der deutschen Geschichte: 1850-1980; vom Privatbeamten zum angestellten Arbeitnehmer*, Göttingen, 1981, S. 468.
- (6) R. Bendix, *Work and Authority in Industry*, California, 1959, p. 214. 大東英祐, 鈴木良隆訳『産業における労働と権限』東洋経済社, 1980, 326 頁。
- (7) C. Wright Mills, *White Collar; The American Middle Class*, New York, London, and Oxford, 1951. 杉政考訳『ホワイトカラー——中流階級の生活探究』東京創元社, 1957, 58 頁。
- (8) 安藤良雄編『近代日本経済史要覧』東大出版会, 1975, 25 頁。
- (9) 大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』第 12 集, 1931, 59 頁。
- (10) 欧米においては「一事が万事文書に乗せないことには事務が動かない」と言われている。田代空『日本人の見たヨーロッパの人事風土』日本経営出版, 1981, 152 頁。このようにすべてのコミュニケーションが文書によって行なわれる習慣のある欧米においてはタイプライターの出現は事務職務の合理化にとっては極めて画期的であった事は想像できる。V. E. ジュリアーノはこれについて、「タイプライターの登場が引き起したオフィスの革命は、現在たかだか 10 年間にオフィスコンピュータと小型パソコンがなしとげようとしている革命と同規模である」とさえ述べている。V. E. ジュリアーノ「オフィスの機械化」日経サイエンス社『サイエンス』1982 年 11 月号, 103 頁。またアメリカのこの時期の事務所の合理化についてはミルズやシェラークマンによって詳しく論じられている。ミルズについては前掲書, シェラークマンについては、「事務労働者の地位とイデオロギー」田沼肇編『現代の中間段級』大月書店, 1958, 232~235 頁をそれぞれ参照。
- (11) マニュファクチャータ的分業の特徴については K. マルクス, 長谷部文雄訳『資本論』角川書店, 1962, 第 1 部第 2 分冊第 12 章とりわけ 49 頁, 58 頁, 76 頁, 86 頁および中村瑞穂『管理組織論の生成』東京教学社, 1976, 第三章参照。
- (12) シェパードもオフィスにおける従来の職務が手工業時代の熟練労働と同様な形で展開されてきたものであるということを描いている。Jon M. Shepard, *Automation and Alienation; A Study of Office and Factory Workers*. Cambridge, 1971, pp. 41~42.
- (13) 厳密には企業から外部経済化し社会的分業の形態をとっている税務・会計のプロフェッショナルを個別的分業形態としての専門経営者, 下級の事務, 販売従業員と同一のレベルで捉えることは問題があるかもしれない。なぜなら外部経済化したこのようなプロフェッショナルの職務は直接には合理化の対象とはなり得ないからである。しかしながら企業内の特定の職務を企業内で行なうか, あるいは外部経済化するかは経営管理上の意思決定は経営合理化の問題と深い関わり合いを持っている。最近におけるワードプロセッサの出現が従来外部経済化されることが多かった印刷業務を再び急速に内部化しつつあることを考えても, 外部経済化している職務を経営合理化の対象から全く切り離して考えることはできがたいのではないかという観点からここで取り上げることにした。なお個別的分業と社会的分業についての厳密な理論については山口正之『社会革新と管理労働』汐水社, 1975, 第一章を参照されたい。

Ⅲ 部門内合理化の進展

1. 事務用具の改善と事務機器の導入

明治初期までのわが国のサービス部門とりわけ事務の仕事は毛筆, 漢数字による縦書きという企業事務にとっては極めて非能率的な形で行なわれており, 事務機器といえば算盤が唯一の

ものであった。アラビア数字の横書きが明治10(1877)年頃ようやく行なわれ始めた。毛筆に替ってインクによるペン書きが公文書で認められたのは明治18(1885)年であり、謄写版が普及するのは明治の終り頃である。⁽¹⁾ 西洋の複式簿記はすでに明治の初期に、外国の新しい生産技術・経済制度の移植の際に、それに付帯するものとして導入されていたけれども、近代的簿記システムであるカード式記帳法やルーズリーフ式の簿記が初めて導入されたのは明治末のことであった。⁽²⁾ また現代のオフィスには欠かせない電話もほとんど普及していなかった。明治末における電話の加入数は全国で20万人(同時期のアメリカでは130万人を超えていた)にも満たなかったのである。⁽³⁾

アメリカではすでに1867年にショールズ(C. Latham Sholes)によって今日のタイプライターが製作され、1880年代には大量生産が行なわれ始め、ほとんどのオフィスに導入されていたし、ホレリスによるPCS(パンチカードシステム)が1889年に完成、1890年の第11回目のアメリカの国勢調査の集計作業にその威力が発揮されるなどオフィスの機械化は早くから開始されていた。

わが国でもこれらの機械に対する関心自体は弱くなくそれらの機械の紹介や開発は一部の人間によって少しずつ行なわれていた。ホレリス式PCSがアメリカの国勢調査で威力を発揮した2年後の明治25(1892)年には、東京統計協会の機関誌『統計集誌』129・130号でホレリス式PCSが紹介されていたし、明治38(1905)年には川口市太郎技師が、一種のPCSである「川口式電機集計機」の試作を完成させていた。またアメリカの英文タイプライターの原理を応用した和文タイプライターも大正6(1917)年に杉本享太によって完成されていたのである。⁽⁴⁾ しかしながらこのような事務機器が普及し始めてゆくのは大正10年頃から昭和7年頃まで続いた企業の整理・再編の時期であった。それまでの事務機器の導入は、それらを受入れる体制が未だ確立されていなかったという事情で、呉服屋からデパートに転身した三越、大丸、今井、白木屋、松屋、高島屋におけるキャッシュレジスターの導入ぐらいなものしか見るべきものはなかったのである。⁽⁵⁾

大正10年から昭和7年頃の時期には第1次大戦中、戦後の企業の爆発的成長の反動が次第に表われ始め、企業は従来の量的発展から質的变化を迫られ、国をあげての経営の合理化が展開されていった。大正11(1922)年には財団法人協調会の中に産業能率研究所が設立され、翌年には全国的な機関としての日本能率研究所が設立されてゆく。続いて大正13(1924)年にはアメリカの科学的管理法で知られるテイラー(F. W. Taylor)の高弟であるバース(G. Carl Barth)が来日、翌年にはテイラー協会日本支部が設立されるに至る。⁽⁶⁾ また、昭和5(1930)年に設立された臨時産業合理化局に象徴されるように政府も民間の経営の合理化に積極的に協力していたのである。これらの合理化運動は主に生産部門を中心とするものであったが、サービス部門とりわけ事務部門の合理化もそれに追随するような形で行なわれてゆく。

大正12(1923)年には逓信省式電機集計機が完成したのに続き、統計局及び鉄道省、横浜税関等の政府機関がパワース式PCSを導入した。民間企業では大正14(1925)年、東洋ではじめてミリオネヤ式計算機を使用するなど事務機械化に従来から興味を持っていた第一生命が68台のホレリス式PCSの統計機械によって、契約に関する各種の統計、責任準備金の計算、死亡率の調査、保険料の調査を行なったのが最初であった。⁽⁷⁾ これを契機に生命保険会社が次々とPCSを導入した。昭和3(1928)年には日華生命、昭和4年には安田生命、愛国生命、昭和5年には千代田生命、昭和7年には明治生命、第一徴兵がそれぞれパワース式PCSを導入、日本陶器や三菱重工、東京電機などの製造会社でもこれを導入する企業が現われた。⁽⁸⁾ またこのような事務機械のみならず事務用具や会計機器も次第に普及してゆく。昭和2(1927)

年には日本金銭登録機が国産の「ニッポン式金銭登録機」の販売を開始、大正12(1925)年には青写真機械が出現、昭和8(1933)年には、前年、山下芳太郎がアメリカのアンダーウッド社に作らせたカナタイプが東京ガスで領収書の発行に使用された。同じ年に住友銀行では当座勘定をルーズリーフに、翌年には現金出納帳をカード式帳簿に変えたのに続き、昭和13年頃にはわが国初の当座勘定元帳記帳機、特別当座預金記帳機、電動計算機、補助貨計算機、補助貨支払機を試用したことが報告されている。⁽⁹⁾

しかしながらこうした事務機械を中心とするサービス部門の合理化はサービス部門労働の仕事量の多い特定の職業、企業の一部でのみ行なわれたものであり、当時のサービス部門の合理化の中心的担い手ではなかった。その中心的担い手は依然として人間の熟練であったのである。

注(1) 産業能率大学出版部『新事務能率ハンドブック』他参照。

(2) 西川考治郎「我国における簿記史研究」関西学院大学会計学研究室編『現代会計の史的研究』森山書店、1978、4～11頁。

(3) 明治23(1890)年には国営による電話事業規則が施行され、東京・大阪で加入者約200人を対象に営業が開始されたが、東京・大阪が長距離電話で結ばれたのは明治32年になってからである。内田星美『産業技術史入門』日本経済新報社、1974、141頁。

(4) 米花稔『日本経営機械化史』日本経営出版会、1975、3～13頁参照。

(5) 当時は未だ現金販売ではなく掛売販売が中心であったこと、三越など一部の小売店を除いて、小売店は立売りではなく座売りであったこと、更にはまた、この機械が極めて高価(若干経験を積んだセールスマンの月給が40円程度の時、安いものでも200～300円、高いものだと1,500～2,000円程度)であったという事で、一般にはそれ程普及しなかった。飯塚隆司『POSシステム導入と活用の手引』広文社、1980、61～62頁。

(6) 中川敬一郎、森川英正、由井常彦編『近代日本経営史の基礎知識』有斐閣、1974、191～192頁他参照。

(7) 『第一生命50年史』422～423頁。

(8) 米花稔、前掲書14～42頁。

(9) 実際に採用したのは本店営業部の当座勘定元帳機だけであった。同上、48頁。

2. 税務・会計職務のプロフェッショナル化

前述のように大規模機械装置の導入を基礎とする経営の近代化の過程はサービス部門の質的変革の必要性を生じさせるけれども、税務・会計職務のプロフェッショナル化もこの課題に対応するためのものであった。

産業化の初期においては企業の税務・会計の仕事は他のサービス部門と同様に、経営者あるいはその協力者の任務であったが、大規模機械装置の普及にともなう大量生産方式の一般化は経営の会計システムを複雑化させた。企業の生産を需要に応じて計画的にしかも正確に行なうためには注意深い記録の作成が必要とされるからである。また大規模機械装置の普及にともなう国家の産業化の過程の中で企業に対する国家レベルからの様々な規制処置が施されてゆく、こうしたなかで企業における税務、会計職務は次第により高度な熟練を要するものとなり、それらの職務を外部経済化することが経営の合理化にとって好ましいという事態が生じてくる。

アメリカにおいては1887(明治12)年に、最初の組織団体であるアメリカ公共会計士協会(American Association of Public Accountant)が設立され、公認会計士のプロフェッショナル化の基礎となる企業会計の公開等に対する運動がくり広げられ、1913(大正2)年の「所得税に関する憲法修正条項の採択」を契機にその職業は公に認められた。⁽¹⁾ わが国における税務、会計プロフェッショナルの発生もほぼ同様な時期であった。明治中葉に発生した「税務代理士」「税務代弁業」「税務代理業」と呼ばれるものが最初の税務、会計のプロフェッションである

と言われている。この職業は国家の税務政策と深く関わって発生したものである。すなわち近代企業の急速な発展は、国家財政の源を外形課税としての地租から所得課税へと租税の中心が移行されてゆく。その契機となったのは明治 20 (1887) 年の所得税法と明治 30 (1897) 年の営業税法の施行であった。⁽²⁾

当時、主として関西方面の商工業者らは退職官吏や会計知識のある者に対し、税務の相談や依頼を行ない始めるとい現象が生じてきた。更にまたこれらの現象は、日露戦争の戦費膨張にともなう増税が実施されるとともに次第にその数が増大していった。すなわち企業の大部分を占めていた零細企業はほとんど「どんぶり勘定」によっていたため、課税は税務官吏の姿意に基づく推計課税によって行なわれ、たとえそれが不当に高額であっても抗議の抛り所となる会計知識やデータを持たなかったし、税制に合致した記帳を行なう熟練や時間を考慮するとき、この業務を専門とするプロフェッショナルに依頼することが有利であったからである。⁽³⁾ このような税務・会計の職業はその後、会計士、計理士等様々な名称で呼ばれる専門家によって行なわれていったが、大阪府は明治 45 (1912) 年に「大阪府税務代弁者取締規則」を制定した。しかしながらこの法律はこの制度を公に法律で認め、その職業を保護しようという性格を持つものではなく、むしろ頻発した悪徳業者を取締るためのものであった。⁽⁴⁾ 税務・会計のプロフェッショナルに対する公の統一的法律は昭和 2 (1927) 年の「計理士法」と昭和 17 (1942) 年の「税務代理士法」である。

計理士法は東京府下において会計士を業とする者で組織された「会計士懇話会」(大正 9 年設立、大正 10 年には日本会計士会になる) の積極的な努力によって成立されたものであるが、⁽⁵⁾ この法律によって登録が開始された昭和 2 年 11 月以降、全国の計理士数と事務所数は急速に増加を続けていった。

表 4 に見られるように、昭和 2 年 64 名でしかなかった計理士は翌年の 12 月には 819 名に、5 年後の昭和 7 年 12 月には 4,863 名と爆発的な勢いで増加し、昭和 10 年 10 月には 6,607 名を数えるに至っている。⁽⁶⁾ またその事務所数も東京、大阪などの企業の集中している大都市を中心に増加を続け、複数の事務所を有する計理士さえも出現していることが、表 5 から見ることができる。⁽⁷⁾

しかしながらこの時期における税務・会計のプロフェッショナルは企業会計の公開を義務づける法律に支えられ、その身分を保障されていた第 2 次大戦後におけるそれらの性格とは異なり、実質的には、サービス部門の合理化を担うべくそれほど重要な役割を演じるまでには至らなかった。彼らの多くは自立するのが未だ困難な状況にあったのである。⁽⁸⁾ なお昭和 17 年の法律による税務代理士業は第二次大戦遂行の戦費調達のための徴税協力を目的とするものであり、サービス部門の合理化の担い手としての計理士とは若干性格を異にするものであった。⁽⁹⁾

表 4 計理士数の増加 (人)

年 月	人 数
昭和 2 年 12 月	64
昭和 3 年 6 月	239
昭和 3 年 12 月	819
昭和 4 年 6 月	1,330
昭和 4 年 12 月	1,842
昭和 5 年 6 月	2,403
昭和 5 年 12 月	2,873
昭和 6 年 6 月	3,368
昭和 6 年 12 月	3,788
昭和 7 年 6 月	4,364
昭和 7 年 12 月	4,863
昭和 8 年 6 月	5,242
昭和 8 年 12 月	5,486
昭和 9 年 6 月	5,862
昭和 10 年 10 月	6,607

(出所)『日本会計士会々報』第18号
171頁

注(1) 山田正喜子『アメリカのプロフェッショナル』日本経済新聞社、1979、126～127頁。

(2) 市川深「税理士制度と税務調査」市川深編『税務会計』日本評論社、1976、179～180頁。

(3) 同上、180～181頁。

(4) 同上、181頁。

表5 地方別計理士事務所数 (昭和11年3月30日現在)

府 県	市 部		郡 部		合 計	
	計理士数	事務所数	計理士数	事務所数	計理士数	事務所数
東大	1,694	1,754	677	679	2,371	2,433
	1,009	1,044	154	155	1,163	1,199
兵庫	488	505	181	184	669	689
	304	316	57	57	361	373
愛知	268	279	32	33	300	312
	173	176	33	34	206	210
京福	134	140	33	33	167	173
	108	110	20	20	128	130
神奈	97	100	16	17	113	117
	86	88	11	11	97	99
北川	33	34	31	31	64	65
	41	45	22	23	63	68
山岐	41	44	22	22	63	66
	45	48	18	18	63	66
岡山	26	29	33	36	59	65
	37	37	16	16	53	53
熊歌	24	25	28	28	52	53
	25	26	27	27	52	53
富山	12	12	40	40	52	52
	28	31	23	26	51	57
新重	29	30	17	18	46	48
	19	21	25	25	44	46
長野	7	7	36	37	43	44
	21	24	20	20	41	44
滋賀	27	28	12	14	39	42
	24	24	14	14	38	38
宮大	16	17	19	19	35	36
	17	17	17	17	34	34
愛群	18	21	12	12	30	33
	21	22	9	10	30	32
栃香	13	13	16	16	29	29
	16	18	9	9	25	27
福山	16	16	9	9	25	25
	14	19	9	10	23	29
石佐	7	8	16	16	23	24
	20	20	2	3	22	23
鹿島	4	6	17	17	21	23
	2	2	19	19	21	21
茨城	11	11	9	10	20	21
	9	9	7	7	16	16
徳岩	0	0	15	16	15	16
	12	12	3	3	15	15
青秋	9	10	5	5	14	15
	9	9	5	5	14	14
山形	12	12	1	1	13	13
	8	9	4	4	12	13
宮高	6	6	0	0	6	6
合 計	5,040	5,234	1,802	1,827	6,842	7,061

(出所)『日本会計士会々報』第15号168頁

- (5) 大正9(1920)年9月28日神田如水会館で、東京府下において「会計人」「会計監査人」あるいは「会計士」と称し会計の監査等の職業に従事する東夷五郎他16名が第1回目の「会計士懇話会」を開催した。この会は会計士を業とする会員の相互の協力により、同業者の地位向上、信用の保持・増進、公に承認された職業団体の結成、会計士法案の審議を行なうことを目的として結成されたものであり、税務、会計のプロフェッション化の原動力であった。「日本会計士会設立概要」日本会計士会『日本会計士会々報』創刊号、99~103頁参照。
- (6) 同上誌、第18号、171頁。
- (7) 同上誌、第15号、168頁。
- (8) 市川深、前掲書、181頁。
- (9) 同上、182頁、および馬場考夫「簿記と資格試験」『会計人コース別冊』通巻第24号、中央経済社、161~173頁参照。

3. 専門経営者と下級のサービス部門従業員の分化

仕事の内容が非定型的で機械による代替が困難で、かつまたその仕事の外部経済化が困難な場合、熟練の質や程度に応じた仕事の分業化、専門化が経営の合理化にとって重要な意義を持つ。広く一般に知られているテイラーの科学的管理法もこの点に着目したものであったが、当時のサービス部門の合理化も、経営の意思決定という非定型的でジェネラルな知的熟練を要する職務を担当する専門的経営者と、定型かつ単純反復的でどちらかと言うと手の熟練を要する様々な職務を担当する下級のサービス部門従業員の2極分化という形で行なわれたのである。まず最初に専門経営者について見てみよう。

わが国では工業化は後進的であったが経営の専門的職業化は早くから行なわれていた。それはイギリスよりも早く、アメリカと比べてもいささかの遜色のない1900年頃であると言われている。⁽¹⁾ これは江戸時代から、主人（出資者）が使用人の番頭（丁稚から昇進した手代の最上位者）に家業の経営権を委任する制度が普及していたわが国の事情と深く関わっているとされている。⁽²⁾ 当初にはこれらの専門経営者は財閥において顕著に現われていた。三井の中上川彦太郎、朝吹英二、日比翁助、鈴木梅四郎、藤山雷太、和田豊治、武藤山治、池田成彬、藤原銀次郎、井上馨、住友における鈴木馬左也、河上謹一、小倉正恒、鴻池の島村久、原田二郎らがその代表的なものである。⁽³⁾ 更にまた、日清・日露、第1次世界大戦を通じて展開した経営の大規模化、近代化の過程は次のような専門経営者の大量な出現の前提を作り出していった。

- ① 企業規模の拡大にともない所要資本が増大し、個人的企業家のみの資力をもってしては不十分となったこと。
- ② 経営規模がある程度以上に拡大されると、個人の独裁的経営は至難になり、有能な経営者の合議制または経営責任の分担制を不可避としたこと。
- ③ 明治年代のような経済戦国時代が一巡し終わり、企業界の秩序がある点まで確立すると、経営はいよいよ多くの専門知識と経験を必要とし、独裁的企業化の萬屋的企業発展の余地は著しく縮少すること。
- ④ 明治期において成功し活躍した初代の独裁的企業家は、大正年代に入ると老境化したり故人となり、多くは二代目となりその実力は相対的に低下したこと。
- ⑤ 明治年代にはまだその実力養成段階にとどまっていた知識階級の高級スタッフ出身の専門経営者群は実力を充実し、当該企業の発展とともに少なからず資産をさえ備えるようになってきたこと。⁽⁴⁾

こうしたなかで専門経営者は財閥のみならず一般企業においても、その割合を急速に高めていった。表6は萬成博氏の調査結果であるが、それによれば明治初期には20%しか存在しなかった専門的官僚的経営者は大正期には44%と2倍以上にその割合を高めたことがわかる。⁽⁵⁾

次に下級のサービス部門従業員についてみよう。

さきにも触れたように第1次大戦直後の爆発的成長の反動が大正後期には企業の質的変換の必要性を引き起し経営の合理化が展開されたわけであるが、この過程の中で経営の従業員は一種の身分制度のような、熟練の程度による等級的格付が行なわれてゆく。サービス部門もその

表6 日本のビジネスエリートの経歴 (%)

経歴 パターン	明治初期	大正期
企業の創立者	57	32
地位の世襲	23	24
(大企業)	(10)	(20)
(小企業)	(13)	(4)
専門的官僚制的経営者	20	44
合計	100	100
実数	200	200

(出所) 萬成博『ビジネス・エリート』中央公論社、1965、132頁。

例外ではなかった。サービス部門の従業員は少数の、主に非定型的でジェネラルな知的熟練を必要とする職業グループと多くの、比較的定型的で特に手の熟練を必要とする職業グループに2極分化した。前者は一流大学・高専出身の「社員」若しくは「正員」と呼ばれるグループで、上述した専門経営者あるいはその候補生である。後者は「準社員」あるいは「雇員」と呼ばれるグループで主に中等教育出身者で構成される下級のサービス部門従業員のグループである。⁽⁶⁾ 下級のサービス従業員は年功を積むことによって社員、正員に昇進してゆく道は開かれてはいるもののその大半は一生をその地位に留まり管理者への道はほとんど閉ざされた状態にあった。彼らの地位は「工具」や「組夫」などと呼ばれるブルーカラー労働者よりは高いものの賃金、労働時間その他の面で専門経営者群と格段に大きい格差をつけられていたのである。⁽⁷⁾ ここにおいてサービス部門従業員はかつての「エリート」というイメージから、「洋服細民」「腰弁」と呼ばれ、「積極性のない退屈な、安全第一主義を生活の原則とする青白いインテリ」という、むしろ労働者のイメージに変わってくる。⁽⁸⁾ 実際、大正9(1919)年にはサービス部門従業員の労働組合である「サラリーマン組合」が結成されるなど、実質的にも普通の労働者に近い存在に転化していった。⁽⁹⁾

また、サービス部門の分化にともなう多数の下級サービス部門従業員の需要の増大は、これまでほとんどが女工として製造部門に従事していた女子労働力の採用という状況を引き起こしていった。大正8年の東京朝日はこの点に関して次のように報道している。「近ごろ銀行、会社、大商店等で女子事務員を要する事非常に多くなり、卒業期である東京市内の各女学校、女子高等小学校に向って盛に勧誘状を出している銀行が多いようである。日本銀行では30名、興業銀行では15名等を要するのであるが、それだけの応募者はない様である。使用者側の話では女子使用の結果は成績良好であるが、漸く仕事に馴れた頃、結婚の為退職されるのは誠に困るということである。月給の初任は20円位、女学校出は25円、3年も勤めると40円以上である。仕事の内容は比較的機械的な仕事、兌換券・債券の整理、電話の送受話の業務である。」⁽¹⁰⁾ 実際、大正9(1920)年にはわが国初の国勢調査が行なわれ女子職員の実態も明らかにされたが、それによれば、女子職員の数は全国で153,078人で全職員数(1,514,511)に対する割合は9.8%と約10人に1人の割合になっていた。⁽¹¹⁾ 昭和恐慌を経過した昭和8(1933)年頃になると更にこの傾向は顕著になる。昭和8年に大阪市社会部労働課は大阪市における主な経営体130箇所における女子従業員の就業状態を調査したけれども、その報告によれば、表7に見られるごとく、全従業員に対する女子従業員の割合は、いわゆる第三次産業における業種(百貨店、商事会社、病院、官庁など)を中心に非常に高くなってきたことがわかる。⁽¹²⁾

さて以上本章でみてきたように、この時期におけるサービス部門の合理化は部分的には機械の導

表7 昭和8年時の女子従業員の就業状態 (人)

業 種	使用人数	女子	割合 (%)
官 公 署	21,122	5,821	27.6
金 融 会 社	7,428	1,197	16.1
保 険 会 社	3,043	672	12.1
運輸倉庫会社	1,668	285	17.1
新聞通信社	1,971	84	4.3
百 貨 店	4,469	1,555	34.8
商 事 会 社	1,211	267	22.0
製 造 会 社	2,160	203	9.4
問 屋	2,212	179	8.1
取引所証券業	734	112	15.3
土地及び 土木建築会社	597	71	11.9
団 体	603	128	21.2
病 院	2,888	1,298	43.8
そ の 他	1,285	145	11.3
計	51,391	12,017	23.4

(出所) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』1935年版. 113頁より作成.

入という形で補完されながらも、基本的には熟練の質、程度に応じた職務の分業化という形で展開されてきたわけであるが、それでは一体そこにおける各々の熟練の形成はどのように展開されたのであろうか。この問題は経営管理の在り方と深い関わりを持つ問題である。一般的には企業に必要な熟練は企業の直接的施策による企業内訓練、経済諸団体による様々な施策、国家のフォーマルな教育制度等様々な形が考えられるが、必要とされる熟練の質や程度によって熟練の形成の方法もそれぞれ異ったものが要求されることになる。しかしながらこの段階におけるサービス部門の場合を見るとそれは企業の直接的な管理施策よりもむしろ国家によるフォーマルな教育制度が重要な意味を持っていた。もちろんこれ以外の形での熟練の形成が行なわれなかったというわけではない。たとえば安田保善社では明治40(1907)年から大正9(1920)年までの間、「練習生制度」と称する企業内訓練によって銀行幹部の候補生を養成し良好な成績をあげたことから、他の銀行もこれを取り入れていったことが報告されているし、⁽¹³⁾後述するように経済団体としての日本商工会議所はより下級のサービス部門の職務にとっては基本的な熟練である珠算の検定制度を確立するなど部分的には様々な形での熟練の形成は行なわれていたのである。⁽¹⁴⁾しかしながらそれを体系的に底上げし、推進したものは国家の積極的な働きかけによるフォーマルな教育制度であったのである。次にこれを見よう。

注(1) 青沼吉松『日本の経営層』日本経済新聞社、昭和40年、52頁。

(2) 四の宮俊之「トップマネジメント組織の形成」小林成彬他編、『日本経営史を学ぶ(1)』有斐閣、1976、242頁。

(3) 同上、243頁。

(4) 高橋亀吉『日本の企業・経営者発達史』東洋経済社、1977、142～143頁。

(5) 萬成博『ビジネス・エリート』中央公論社、1965、132頁。

(6) 坂本藤良『日本雇用史(下)』中央経済社、1977、181頁参照。

(7) 間宏氏は『日本の経営』日本経済新聞社、1974、116頁、第10表で、出身高別にランク付けされたホワイトカラーの初任給を紹介しているが、トップクラスの帝大、高商(東京、神戸)の出身者の初任給は、下層ランクの中学、実業学校出のそれに比べて2～3倍になっている。

(8) 大河内一男『日本の中産階級』文芸春秋新社、1960、30、90頁参照。

(9) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』1920年版、552～553頁参照。

(10) 同上、573～574頁。

(11) 同上誌、1931年版、67、59頁。

(12) 同上誌、1935年版、113頁。

(13) 安田保善社は新聞広告によって募集、採用した中学校卒業以上の従業員を安田本邸内の寄宿舎に收容し、1年間の特殊教育を行なった。練習生は2～3カ月毎に各銀行の現場にまわされ、銀行業務の実務を修得させられ、夜間は3時間にわたって、法、経、漢、英、作文、珠算、習字を教えられた。この制度は明治40年から大正9年まで続けられたが、大正10年以後は積極的に学校出が採用されてゆく。『富士銀行80年史』93～95頁参照。

(14) 私立の平安女学院では明治後期から女子事務員の特殊教育を行なっていたけれども、大正12年の当時の授業科目にはすでに英文速読、英文タイプ、商事要項、商業英語、簿記など、特殊なサービス部門職務の形成に役立つと思われる科目が含まれていた。緒方真澄「秘書教育の現状と課題」全国短期大学秘書教育協会編『秘書教育研究年報』創刊号、1976、11頁。

Ⅳ サービス部門の熟練形成

1. 高度の専門的サービス職務

一般的には専門経営者や税務、会計プロフェッショナルのような高度の専門的職務の熟練の形成には、ジェネラルな理論を背景とする専門的知識が必要であり、学校教育のレベルから見ると大学や高等専門学校などの高等教育が重要な意味を持つ。それに対して一般事務や販売職務のような下級のサービス部門の熟練の形成には、比較的手先の訓練や「すぐ役に立つ」知識を

教育する小学校や実業（商業）学校等，初等・中等レベルの商業教育が重要な意味を持つ。

このような観点に立ってまず高等教育について見てみよう。

すでに明治5（1872）年には文部省の「学制」によってわが国の学校教育制度の青写真は作られていた。それによれば大学は全国の8学区に1校ずつ計8校の設立が計画されていた。しかしながら実際には，一般市民の文盲をなくし国民の知的水準を底上げし，近代化の基盤を作り上げるという観点から小学校の設立が最優先され，学制にうたわれていた大学構想は実現されなかった。⁽¹⁾ 更にまた明治19（1885）年に，伊藤博文を総理大臣とする，日本で最初の内閣の文部大臣である森有礼が「帝国大学令」を發布し高等教育の充実に着手したけれどもこれによって格づけされた正規の大学も東京帝国大学ただの1校であった。加えてまたその卒業生も僅かであり，そのほとんどが大学教授か官界に進んだため実業界の人材にはなり得なかったのである。⁽²⁾ しかしながら当時の産業革命の進行の過程で企業は多くの高等教育修了者を必要とするようになってゆく。経営の近代化にとっては欧米諸国のトップレベルと対等に渡り合えるような高い知識水準と高度な専門知識を持った人材が当時どうしても必要とされていたからである。すでに慶応義塾をはじめとする私学の一部の教育機関は卒業者を企業に送り込んでおり，良好な成績を収めていたことから政府も何らかの対策を行なわざるをえない状況にあったが，こうしたなかで政府は明治20（1887）年に商法講習所（明治8年森有礼によって設立されていた）を文部省に移管し官立の専門学校としての東京高商（一橋大）に格上げ，同時にすでに企業の要求に答えるべくその内容を整備していた明治法律学校（明大），東京専門学校（早大），東京法学校（法大），独乙協会学校（独協大），慶応義塾（慶大），日本法律学校（日大），関西法律学校（関大），英吉利法律学校（中大），専修学校（専大）の9校を一流私立校としての司法大臣指定校とするなど少しずつ高等教育政策に着手しはじめたのである。⁽³⁾

更にまた，日清，日露，第1次大戦を経た急速な企業発展・近代化のプロセスのなかで政府は本格的に高等教育の充実に展開する。私立学校令（明治32年），専門学校令（明治36年），大学令の改正（大正7年）等の高等教育に関する法律をその指標として，明治30（1897）年には京都帝国大学を設立，次いで東北・九州・北海道にも帝国大学が設立された。実業界の要請を受けた形の商業教育の専門学校も次々と設立されていった。神戸高商（明治35年），大阪高商（明治37年），山口高商（明治38年），長崎高商（明治38年），小樽高商（明治43年），名古屋高商（大正10年），福島高商（大正10年），和歌山高商（大正11年），横浜高商（大正12年），高松高商（大正12年）などがこの時期に設立されたものである。また前述の私立の専門学校も，その後総合専門学校としての自らの内容を充実させていったが，大正7年には帝大と同格の「大学」として認められるに至る。⁽⁴⁾

これらの高等教育機関の設立は富国強兵という国家的観点から展開されたものでもあるが，当時の企業近代化を達成するべく，サービス部門における専門的職務の熟練の形成に十二分に寄与したものであった。

表8，9はこの時期において特徴的なものとして先に述べた専門経営者と，税務・会計のプロフェッショナルである計理士の学歴を示したものであるが，高等教育修了者がいずれもそれらの職業人の形成に多大な貢献をしていることがわかる。表8によれば，調査対象198人の経営者のうち，大学卒と専門学校（商科系以外も含む）の学歴を有する者の割合は全体の63%を

表8 大正期ビジネス・エリートの学歴

学 歴	割合(%)
小 学 校 以 下 (徒 弟)	30 (9)
中 学 校 卒	7
専 門 学 校 卒	17
大 学 卒 (大 学 院)	46 (1)
合 計	100
実 数	198

(出所) 萬成博，前掲書，85頁。

占めている。⁽⁵⁾

また表9によれば全計理士の214人中、高等教育修了者は99人と46%の割合を占めていることがわかる。⁽⁶⁾ この数字は、同時期(昭和2年)における高等教育在学者が初等教育機関の在籍者の50人に1人しか存在しなかったという事情を考えると極めて大きな意味を持つものと言えよう。⁽⁷⁾

次に下級のサービス部門の熟練の形成に関わったと思われる初・中等レベルの商業教育についてみてみよう。

表9 会計士府県別数及びその学歴

総計	大分県	広島県	岡山県	山梨県	静岡県	山口県	長崎県	和歌山県	福岡県	岐阜県	神奈川県	兵庫県	京都府	愛知県	大阪府	東京府	府県		学歴
																	府	県	
二															二			大学卒業	専門学校卒業以上
九七	一		一	二	二	二			一	六	〇	六	二	七	三	九		専門学校卒業	
九九	一		一	二	二	二			一	六	〇	六	二	九	三	九		小計	
五一		一	二	一					三	四	一	二	八	一	三	一	六	中等学校卒業	中等学校卒業以下
四三	一				一	一		二	二	二	五	二	七					初等学校卒業	
九四	一	一	二	一	一	一		五	六	一	四	三	五	二	三			小計	
二二								六	一				二	二	〇			未詳	
二二四	一	一	一	二	二	二	三	三	六	六	七	七	四	一	二	六	七	計	

(注) 昭和二年一月現在 商工省商務局調査

(出所) 日本会計学会『会計』20巻第4号58頁より引用

注(1) 学制の青写真では大学は8学区に8大学、中学校は各大学区に32校、計256校、小学校は各中学区に210校、計53,760校が設立されることになっていた。しかしながら学制によって設立された大学は、明治6年の東京開成学校だけであった。これは明治10年に東京医学校を合併して東京大学になる。国民教育研究所編『近代日本教育小史』草土文化社、1973、50頁、56頁参照。

(2) 坂本藤良『日本雇用史(上)』中央経済社、1977、156頁参照。

(3) 同上、156~157頁。

(4) 同上、157~158頁。

(5) 萬成博、前掲書、85頁。

(6) 日本会計学会編『会計』20巻第4号、58頁。

(7) 昭和2年における初等教育機関(小学校尋常科、特殊教育機関)の在學生は約8,357,000人であったのに対し、高等教育機関(旧制高校、専門学校、大学予科、大学専門部、大学)の在學生はたったの168,000人であり、その割合は約50対1であった。安藤良雄、前掲書、108頁、5・32表参照。

2. 下級のサービス職務

前述のように、わが国における初等教育は明治5年の学制でその構想が作られていたけれども、その構想を受けた形で小学校は早くから設立されていった。4年後の明治9年頃には全国で25,000近くの小学校がつくられ、⁽¹⁾ 10年後の明治15年には50%の就学率に達し、明治19(1886)年には義務教育が実施されるに至った。⁽²⁾

明治6年に発表された「小学校教則概表」からその教科内容を見るとその内容は「読み」「書

き」「算術」等の科目の他に地理、物理、化学といったものが掲げられているが、下級のサービス部門の職務と関連を持つと思われる算盤を含む算術は6才から13才までの毎年教えるべき唯一の必修科目となっていた。⁽³⁾ しかしながらこのような小学校における商業関連科目は、それが極めて幅広く国民一般に施されていたという意味では、間接的には重要であるとしても、下級のサービス部門の熟練形成に直接的な意義を持つものではない。むしろそれらの熟練形成に直接関わっていたのは実業補習学校や商業学校などの小学校以上のレベルの教育機関であったと言えよう。

商業学校は「学制」では中学校に関する部門で構想されてはいたが、具体的にそれが実現されるのは明治17(1884)年の文部省「商業学校通則」を契機としてであった。その規定によれば商業学校は「商業自営者の養成」を目的とする第一種(13才以上の生徒を対象とし、修業年限は2年)と、「商業を処理する者の養成」を目的とする第二種(16才以上の生徒を対象とし、修業年限は3年)に分けられている。第一種の科目には算術、商業通信、商業地理、商品、商品経済、商業実習、銀行為替、運輸、保険、会社等の各科目が、そして第二種には、それらの科目の他商業法規、商業史、会社法、海上法、契約法、関税、統計などといった高度の知識を養成する科目が加味されていた。これらの科目から見る限り当時の文部省は発展しつつあるわが国の企業のサービス部門の職務の増大に対応すべく、単なる小売業の商業教育のみならず、金融、保険、貿易等第三次産業の出現にともなう新たな熟練の必要性に対応した商業教育を目的としていたことが理解できる。⁽⁴⁾ この通則が公布された翌年の明治18(1885)年にはすでに存在していた神戸商業講習所(明治11年設立)、大阪商業講習所(明治13年設立)、横浜商法学校(明治14年設立)、新潟商業学校(明治16年設立)、名古屋商業学校、赤間関商業講習所(明治17年設立)が第一種の商業学校に切り換えられた。しかしながら中等商業教育に対する制度は整えられたものの現実には、当時の世間一般の商業教育に対する認識は低く、入学志望者も少なく、廃校に見舞われたものも少なくなかったと言われる。⁽⁵⁾

ところが明治19~22年、銀行業を中心とするわが国の本格的な近代企業の台頭、商法(明治27年)、会社法(明治26年)、銀行条令(明治27年)等の経済法の整備、日清戦争の勝利といった状況から生じた企業設立ブームの過程で、商業教育の重要性も急速に認識されてゆく。こうした中で政府は実業教育の本格的な保護・育成を図るべく「実業補習学校規定」(明治26年)、「実業教育費国庫補助法」(明治27年)、「実業学校令」(明治32年)を制定し、財政、制度の両面からの実業学校教育の整備を行なったのである。

実業補習学校規定による実業学校は義務教育を終えて産業に従事する者の教育機関として小学校に付設されていたものであったが、その内容は、夜間、日曜日、一定季節だけ、修業年限も三年以内というように極めて弾力的な形で運営されていたいわゆる一般庶民向けの教育機関であった。⁽⁶⁾ 明治26年の規定によってこのような従来の実業補習学校は、修業年限の廃止、実業学校にも付設されるなどの便宜がはかられ、実業教育費国庫補助法が実業学校とともに補助対象とされたことで急速にその数も増大した。

サービス部門の熟練の形成と直接的に関連を持つ商業系の実業補習学校だけを見ても、明治28(1895)年には全国で20校しかなかったものが、10年後の明治38(1905)年には133校に増加している(表10参照)。⁽⁷⁾ そこにおいて教えられる教科は修身、読書、習字、算術、商業通信、商業算術、簿記、商習慣、法令、商業経済、外国語といった、単なる小売商人のみならず、経営における下級のサービス従業員の熟練形成にも役立つものであった。⁽⁸⁾

明治32年の実業学校令は中等教育における実業教育制度をほぼ完成させたものであると言われている。

表10 実業補習学校数 (1895—1914年)

種 別 年 度	農 業	工 業	商 業	水 産	商 船	そ の 他
1895	26	9	20			
1896	54	13	26			
1897	62	18	28			
1898	62	24	27			
1899	62	21	25			
1900	73	29	33	15	1	
1901	123	32	45	20	2	
1902	480	44	82	23	1	
1903	1,121	82	109	36	1	
1904	1,436	82	124	41	1	
1905	2,450	95	133	67	1	
1906	3,785	155	167	163	1	
1907	4,407	227	190	94	1	
1908	4,185	252	215	97	2	
1909	4,541	294	230	125	2	
1910	4,592	161	201	111	1	1,045
1911	5,061	167	213	121	2	1,176
1912	5,530	199	197	128	1	1,331
1913	6,032	174	203	127	1	1,477
1914	6,100	170	213	129	5	1,726

(出所) 近藤大正, 有本章編著『職業と教育——職業指導論』福村出版, 1980, 34頁.

表11 公私立実業学校数 (1895—1914年)

年 度 種 別	農 業		工 業	徒 弟	商 業		水 産		商 船		簡易農業	簡易商業
1895		9	7	9		11					13	4
1896		10	7	16		11					26	5
1897		9	10	17		13					33	10
1898		15	13	23		16					30	9
1899		49	17	19		28				4		
1900	甲	乙			甲	乙	甲	乙	甲	乙		
	36	20	15	22	30	8			4			
1901	51	26	18	25	38	3			5			
1902	56	44	24	33	41	9			7			
1903	57	50	28	37	43	9	5	1	7			
1904	61	53	30	40	46	12	5	2	7			
1905	63	54	30	46	47	12	6	4	7			
1906	65	71	29	57	50	14	7	4	8			
1907	70	91	31	75	54	17	8	6	9			
1908	77	103	32	81	60	18	8	6	12			
1909	77	125	34	87	62	19	9	6	12			
1910	78	140	36	103	66	24	11	6	12			
1911	80	157	34	107	67	30	9	6	12			
1912	81	164	36	107	67	32	9	6	12			
1913	82	167	35	112	69	34	9	7	11			
1914	83	168	35	117	69	39	9	4	11			

(出所) 近藤, 有本編著, 前掲書, 35頁.

実業学校令による「商業学校規定」はこれまで中等・高等(専門)両程度にまたがっていた商業学校規定を改め, 中等教育機関としての商業学校の位置づけを明確にし, 甲種商業学校(高等小学校の卒業生対象)と乙種商業学校(尋常小学校の卒業生対象)の2つに分類, 修業年令をそれぞれ3年と定めたのである。その後, 商業学校は実業補習学校の場合と同様に, 実業教育費国庫補助法に支えられる形で急速にその数を増加させていった。表11に見られるように, 明治33(1900)年には甲・乙種あわせて38校であったのが4年後の明治37年には58校, その10年後の大正3(1914)年には186校に増加している。⁽⁹⁾

このように中等教育レベルの商業教育は近代化, サービス化しつつある企業の要求に答える形で整備・充実されていったが, 先にも述べたように, 第一次大戦後の企業合理化の過程はサ

サービス部門の2極分化を展開し、おもに手先の熟練を要する下級のサービス職務を担当する従業員を多数必要とし始めており、商業教育については新たな質的変換が要求されつつあった。これに対応するような形で行なわれたのが大正9(1920)年の実業学校令の改正である。明治35(1902)年にはすでに実業補修学校規定の改定でこの方向が確立されはじめていたが、⁽¹⁰⁾ 大正9年の実業学校令の改正は大正7年の臨時教育会議の行なった答申中における「実業学校ト実業界トノ連絡ヲ一層密ナラシメ 相互ノ協力ヲ促進スルノ 方法ヲ講ズルコト」⁽¹¹⁾ という意見を受けた形で、従来漠然としてしか定められていなかった中等商業教育の目的を、いわゆる手先の熟練を必要とする下級のサービス職務の熟練形成に役立つべく、技能教育重視という方向に定めようとするものであった。明治32年の実業学校令で「実(商)業ニ従事スル者ニ須要ナル教育ヲ以テ目的トスル」(16条)と定められていた規定は大正9年の改正では「実(商)業学校ハ実(商)業ニ従事スル者ニ須要ナル知識、技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ兼テ徳性ノ涵養ニカムベキモノトス」(1条)という規定に改められている。⁽¹²⁾

またこの時期には、前述のように、企業では事務員や販売員等下級の女子サービス従業員が増加しつつあったが、大正10年には彼らの熟練形成にとって重要な意義を持つと思われる女子商業学校の設立も認められた。⁽¹³⁾

このような中・高等商業教育制度はその後も部分的には改正されながらも、企業のサービス経済化の進行に対応しながら第2次大戦の前期まで発展・充実されてゆく。ところが第2次大戦に入るや否や日本の工業生産は大部分軍需生産に占められ、商業教育は無用にされ、ついには商業教育制度は学校教育制度から外されてしまい、頒死の状態にされていったのである。

東京商大、神戸商大はそれぞれ産業大学に改称され、商業学校も工業・農業・女子商業学校に転換するかさもなければ整理縮小されることになったのである。⁽¹⁴⁾ しかしながらこのような学校の商業科教育によるサービス部門の熟練形成が壊滅状態にある時期、それに抗するかのようになされたサービス部門の熟練形成の形態と動きが現われてきた。それらは経済団体である商工会議所の検定試験(珠算)制度の確立と女子商業学校教育における現状の中に見ることができる。検定試験制度は第2次大戦後におけるサービス職務の熟練形成を支えた1つの大きな柱であり、女子商業高校出身者も戦後において下級サービス部門の中心的存在となってゆくものである。

わが国の珠算検定試験のはじまりは東京市立実業学校珠算奨励会主催による「珠算能力証明試験」であり、昭和3年3月に東京市立第一中学校で行なわれた。参加者は約450名で合格者は一級0人、二級4人、三級25人であった。そしてこのような検定制度は昭和6(1931)年に東京商工会議所に移管され、さらに昭和19年に全国商工経済会(現在の日本商工会議所)によって全国一斉施行形式の珠算検定になった。戦時中にも拘わらず第一回検定試験には41,426名が受験していたことが報告されている。⁽¹⁵⁾

また女子商業学校教育についてみると、男子の商業学校の生徒のほとんどが学徒動員、勤労奉仕によって学校を離れてしまっていたのに対し、女子商業教育は僅かであったが続けられていたのである。昭和19年4月には学校数も全国で53校と男子の商業学校の48校を上回っており、その後も僅かながら増加していたことが報告されている。⁽¹⁶⁾

注(1) 国民教育研究所編、前掲書、44頁。

(2) 宮地誠哉『中等教育と職業教育』川島書店、1978、17頁。

(3) 国民教育研究所編、前掲書、資料Ⅱ、60頁参照。

(4) 初又才次郎『高等学校商業科教育法』理想社、1971、45頁。

(5) 同上、42~43頁参照。

- (6) 同上, 52 頁。
- (7) 近藤大生, 有本章編著『職業と教育——職業指導論』福村出版, 1980, 34 頁。
- (8) 初又才次郎, 前掲書, 52 頁。
- (9) 近藤, 有本編著, 前掲書, 35 頁。
- (10) 明治 26 年の実業補習学校規定では「小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法以テ其ノ職業ニ要スル知識技能ヲ授クル所トス」という規定が, 明治 35 年の改正された規定では「実業補習学校ハ実業ノ教科ヲ主脳トシ併セテ普通教育ノ補習ヲ為シ兩者共ニ其ノ目的ヲ達スル」という「実業」を強調する規定に変えられた。同上, 32, 36頁。
- (11) 国民教育研究所編, 前掲書, 資料 VI, 157 頁。
- (12) 初又才次郎, 前掲書, 55 頁。
- (13) 同上, 56 頁。
- (14) 同上, 58~60 頁参照。
- (15) 日本商工会議所『会議所ニュース』第 1389 号参照。
- (16) 初又才次郎, 前掲書, 60 頁。

V むすびにかえて

以上, はじめに述べた問題意識に基づいて明治から第 2 次大戦までの時期における経営のサービス部門について考察を加えてきたわけであるが, これまで次のような点が明らかにされた。

第 1 に, 経営におけるサービス部門は明治後期における経営の近代化のプロセスの中で, 主に生産部門に導入された経営技術の合理化を補完・実現する形で生成・展開してきたものであるということ。

第 2 に, サービス部門の重要性の増大は必然的にその部門内合理化の必要性を生ぜしめたけれども, それらは部分的な機械化に補完されながらも, 熟練の等級的編成に基く, 分業による協業という形で行なわれてきたということ。

第 3 に, そこにおける熟練の形成は主に国家の主導による学校教育制度によって体系的に底上げ・推進されてきたということ。

しかしながらこのように, 時期的に限定された, しかもこのような視点からの分析だけでは, 「OA化が経営にどのような影響を及ぼすのか」という本稿の究極的課題に演繹することは到底不可能であるし, また本稿の直接意図するところでもない。この課題に答えるためには, 第 2 次大戦後の産業の急速なサービス経済化の過程で, サービス部門がどのような様相をもって展開したのかを明らかにすることが不可避である。次稿以後の課題としたい。

(1983. 4)